

釧路方面釧路警察署告示第11号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和6年8月28日

釧路方面釧路警察署長 本間 博幸

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び調達予定数量

ア 契約の目的の名称 暖房用燃料（灯油） J I S 1号 1リットル当たりの単価

イ 調達予定数量 20,600リットル

(2) 契約の目的の仕様等 (1)に同じ

(3) 契約期間 令和6年10月1日から令和7年5月31日まで

(4) 納入場所 別紙「納入場所一覧」のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和6年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 釧路総合振興局管内に本店、支店又は営業所を有すること。

(5) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和6年8月28日から同年9月9日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-0018 釧路市黒金町10丁目5番地1
北海道釧路方面釧路警察署会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道釧路方面釧路警察署会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 釧路市黒金町10丁目5番地1 釧路方面釧路警察署 地下1号会議室（送付による場合は、3の(1)のウへ送付のこと。）

(2) 入札日時 令和6年9月18日（水） 午前11時00分（送付による場合は、同月17日午後5時までに必着。）

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 郵送等による入札の可否

認める。

9 郵便等による入札における再度入札

郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

10 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

12 契約書作成等について

- (1) この契約は契約書の作成を要する。
- (2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

13 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

設定していない。

(3) 最低制限価格

設定していない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道釧路方面釧路警察署会計課

イ 所在地 郵便番号 085-0018 釧路市黒金町10丁目5番地1

ウ 電話番号 0154-23-0110 内線 235

(6) 前金払

前金払はしない。

(7) 概算払

概算払はしない。

(8) 部分払

部分払はしない。

(9) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(10) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(11) 入札の公開

この入札の執行は、公開する。

(12) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険にかかる融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(13) その他

ア 入札書に記載する金額は、1リットル当たりの入札金額（単価）に1円未満の計算単位である銭（円の100分の1をいう。）の位まで記載することができる。

イ 物品売買単価契約書第3条に基づく契約単価の変更については、別紙「契約単価の変更に関する特約事項」によるので、特約事項の内容を承知した上で申請を行うこと。

ウ 別紙「契約単価の変更に関する特約事項」の2の(1)に掲げる「当初月の市場価格」の基準日については令和6年9月の調査日とするので、留意すること。

エ この公告のほか、物品競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

納 入 場 所 一 覧

納 入 場 所	所 在 地	納 入 場 所	所 在 地
釧路警察署	釧路市 黒金町10丁目5番地1	鳥取交番	釧路市 鳥取大通2丁目2番57号
富士見交番	釧路市 富士見1丁目1番19号	鳥取西交番	釧路市 星が浦大通3丁目1番41号
城山交番	釧路市 城山1丁目3番3号	大楽毛交番	釧路市 大楽毛5丁目8番20号
武佐交番	釧路市 武佐4丁目28番2号	白糠交番	白糠郡白糠町 東2条南2丁目2番地17
望洋交番	釧路市 桜ヶ岡1丁目5番30号	白樺駐在所	釧路市 白樺台2丁目24番1号
桜ヶ岡交番	釧路市 桜ヶ岡5丁目5番7号	別保駐在所	釧路郡釧路町 別保2丁目7番地
駅前交番	釧路市 北大通14丁目1番地4	昆布森駐在所	釧路郡釧路町 昆布森3丁目68番地
栄町交番	釧路市 栄町6丁目9番地1	鶴居駐在所	阿寒郡鶴居村 鶴居西4丁目3番地
愛国交番	釧路市 愛国西1丁目12番4号	阿寒駐在所	釧路市阿寒町 富士見2丁目9番1号
美原交番	釧路市 美原4丁目1番1号	徹別駐在所	釧路市阿寒町 徹別中央34線6番地1
桂交番	釧路郡釧路町 桂5丁目1番地	阿寒湖畔駐在所	釧路市阿寒町 阿寒湖温泉2丁目1番13-1
遠矢交番	釧路郡釧路町 河畔7丁目52番地2	庶路駐在所	白糠郡白糠町 庶路1丁目3番地33
川北通交番	釧路市 新富町9番17号	西庶路駐在所	白糠郡白糠町 西庶路東1条北2丁目1番地33
共栄交番	釧路市 共栄大通5丁目2番17号	音別駐在所	釧路市音別町 中園1丁目155番地
昭和交番	釧路市 昭和南5丁目33番17号		

契約単価の変更に関する特約事項

1 特約の目的

この特約は、石油製品の市場価格を的確に反映させるとともに、双方対等の立場において公正に変更契約を締結するため、釧路市による石油製品の販売価格の調査結果を基に、加算又は減算しようとする契約単価の変動額を算定する方法を定める。

2 用語の定義

(1) 当初月の市場価格

入札の際に示した基準日における(3)に掲げる基準価格をいう。

(2) 調査月の市場価格

変更契約の要否を毎月検討する価格で、月の調査結果により公表された(3)に掲げる基準価格をいう。

(3) 基準価格

釧路市が公表する燃料価格調査結果における灯油（配達価格）の平均価格（消費税及び地方消費税の額を除いた価格（小数点第3位以下は切り捨てる。））とする。

(4) 市場価格の差額

市場価格の差額とは、当初月から調査月までの市場価格の差額のことをいう。

算出方法	市場価格の差額 = 【調査月の市場価格】 - 【当初月の市場価格】
------	-----------------------------------

(5) 単価変動額

単価変動額とは、市場価格の差額（小数点以下は切り捨てる。）と直近までの契約変更の状況を勘案した変動額のことをいう。

算出方法	単価変動額 = 【市場価格の差額】 + (【1番最初の契約単価】 - 【現行の契約単価】)
------	---

3 契約単価の変更及びその方法

契約単価の変更及びその方法は、次のとおり行うものとする。

ア 契約単価の変更は、単価変動額に1円以上の増減が生じた場合に行うものとする。

イ アの場合において、契約単価の変更額は単価変動額とする。

ウ 契約変更の適用の時期は、調査月の1日とする。

エ 初回の契約単価の変更

契約期間の初日の属する月から実施する。

4 その他留意事項

本特約は、契約書第3条第1項による契約変更の場合に適用されるものであり、災害等による経済情勢の激変や予期することのできない事象があった場合は、契約書第3条第2項から第4項までの規定により、別途協議を行い契約単価の変更を行うものであること。